

## 入札に関する質問、回答

工事名：県道直方芦屋線西祇園橋橋梁上部工工事

掲載日	質 問	回 答
1/18	<p>①本案件は架設要領において、狭小な施工ヤードを考慮した架設計画となっております(架設桁上でのセグメントブロック組立を行う計画)。このような狭小な施工ヤードでは、セグメント組立と架設の並行作業はできないため、プレキャストセグメント主桁組立工のクレーン供用日数は「「橋梁架設工事の積算」の3-117(注)6」に記載の「供用日数B′=桁本数×1.1+架設日数+架設桁移動日数」になると思われます。そのため、プレキャストセグメント主桁組立工も見積対象としていただけないでしょうか。また、本見積公告の対象とならない場合、契約後に協議対象となるでしょうか。ご教示願います。</p> <p>②本案件のセグメント桁は5ブロック/本ですが、今回の施工ヤードにセグメントブロック搬入用のトレーラが5台進入・待機するスペースはないと思われます。ヤード内に入らないトレーラの待機場所はあるでしょうか。待機場所の有無によって架設機械器具経費やセグメント主桁組立のクレーンの供用日数に影響がでる可能性があるため、ご教示願います。</p>	<p>①ご指摘のとおり、プレキャストセグメント主桁組立工のクレーン供用日数も見積対象となります。見積仕様書及び見積内訳表・単価表の修正を行なっておりますので、HPをご確認ください。</p> <p>②トレーラの待機場所は別図1の箇所を想定しています。</p>
1/18	<p>1, 本橋各桁1本あたりの重量をご教授願います。</p>	<p>1, 別表1の重量表をご確認ください。</p>

<p>3/5</p>	<p>①A 2 背面への大型工事車両（架設用油圧式トラッククレーン・セグメント桁運搬車・トラック・生コン車等）の搬入について、進入経路に規則があればご教授願います。</p> <p>②A 1 背面の盛土（仮栈橋上への乗入れ部）は、上部工施工時迄に撤去され、現状に対してA 1 背面の歩行者用通路の形状が一部変わるのでしょうか。ご教示願います。</p> <p>③見積公告時にセグメント搬入用のトレーラの待機場所を明示していただいておりますが、トレーラ待機場所から現場施工ヤードに向かうには、公道を通る必要があります。セグメント搬入用トレーラは特車となるため、昼間の通行許可が下りない場合、協議の対象となるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>①大型工事車両の通行については、幅や重量等によって特殊車両の通行許可申請が必要です。通行許可の条件に従ってください。</p> <p>なお、現況の西祇園橋は、工期開始前に特殊車両の通行規制を行う予定のため通行できません。</p> <p>②A 1 背面の盛土は、上部工施工時迄に撤去する予定です。</p> <p>A 1 背面の歩行者用通路の形状は、A 1 背面の盛土撤去後も上部工工事の施工ヤードとして使用する予定であるため現況のまま変わりません。</p> <p>③セグメント搬入用トレーラの昼間の特殊車両通行許可が下りない場合は、協議の対象となります。</p>
<p>3/11</p>	<p>1. 技術提案作成にあたり、使用可能なヤードの範囲を図示していただけないでしょうか。</p> <p>以上、ご教示願います。</p>	<p>1. 使用可能なヤードの範囲は、架設参考図（本公告資料参考図）に朱塗で示した場所です。（別図 2 参照）</p>